

■ご相談したいことや解決したいことなど

--

■支援メニュー

申込メニュー		利用希望	備考
1	自立相談支援事業	□有□無	
2	住居確保給付金事業	□有□無	
3	家計相談支援事業	□有□無	
4	学習支援事業	□有□無	
5	その他の事業	□有□無	

※スタッフ記入欄

※当初 相談経路	<input type="checkbox"/> 本人自ら連絡(来所) <input type="checkbox"/> 本人自ら連絡(電話・メール) <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(来所) <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(電話・メール) <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた <input type="checkbox"/> 関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名: _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)
※チェック 項目	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> (多重・過重)債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他(_____)
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度・専門機関: _____) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

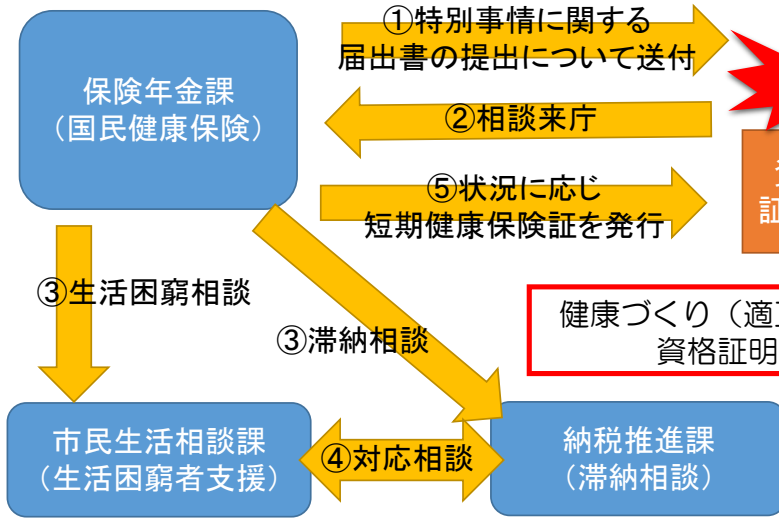
資格証明書から生活困窮者を発見

生活困窮？

悪質？



国保滞納
資格証明書



健康づくり（適正受診）は生活困窮者支援
資格証明書 = 生活困窮者？

※野洲市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱の改正
資格証明書の交付対象とならない特別事情に野洲市の独自基準を追加(平成27年4月1日施行)

(生活再建に係る支援を要する者に対する措置)
第7条 市長は、国保税を滞納している世帯主が生活困窮状態にあり、かつ、生活困窮者自立支援法（平成25年12月13日法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする者であると認めたとときは、当該世帯主について特別の事情等を有する者とみなす。

様式第1号(第2条関係)

平成 年 月 日

野洲市長 山仲 善彰 様

住所
届出者(世帯主)
氏名

特別の事情に関する届出書

国民健康保険法施行令に定める特別の事情について、国民健康保険法施行規則の規定により、下記のとおり届け出します。

被保険者証 の記号番号	—
被保険者資格証明書	

【特別の事情に関する届出】
保険税を納付することができない理由(具体的に)

※ 特別の事情があることを明らかにする書類を添付してください。

【公費負担医療等に関する届出】

医療を受ける被保険者名	
医療等の名称	

※ 規定による医療等を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。

該当しているかどうかは裏面を参照ください。

- 【特別の事情】
- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は避難にかかったこと。
 - 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - 5 上記に類する事由があったこと。
- 【公費負担医療等】
- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
 - 2 児童福祉法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項(同法第24条の24第2項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給
 - 3 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号(新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。第27条の12第2号において同じ。)の医療費の支給
 - 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
 - 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - 6 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - 7 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
 - 8 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
 - 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - 10 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給
 - 11 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給
 - 12 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給
 - 13 沖縄の復興に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給
 - 14 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給
 - 15 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

国民健康保険証の資格証明書からの相談者の発見について

<事 例>

■相談者属性

母親 年金 月額／10万円（年金担保融資のため半額受給で当分は5万円）

息子 非正規職員 手取り／10万円

■滞納額（本税）

・母親 国民健康保険税 約20万円

・息子 市県民税 約40万円

■相談内容（母親から）

長期にわたり、国民健康保険税を滞納していたため、健康保険証が資格証明書になっている。高齢になり、耳鳴りや頭痛などしてきて病院にもかかりたいが行けない。

①（保険年金課）

国民健康保険税の未納に係る「特別の事情に関する届出書」の提出について（別紙）を送付。

②（保険年金課）

通知を受けて母親が来所。生活困窮相談として市民生活相談課へ。

③（保険年金課・市民生活相談課 同席）

滞納相談の状況を聞き取る。長年勤務しているにも関わらず息子の給料が少なく生活費が苦しい状況である。健康保険については同居する息子の社会保険に加入する事ができるが、息子の会社の待遇が悪く今月末で退職するという。退職に際し、息子への就労支援を行うことを確認する。

④（納税推進課・保険年金課・市民生活相談課 同席）

特別事情の届出書を提出（市民生活相談課にて相談した）。短期健康保険証を発行。家賃相当分が給付される制度（住居確保給付金）を申請し家賃の心配をせずに就労活動する

⑤（社会福祉課・税務課・やすワーク・市民生活相談課）

やすワークにて息子への就労支援開始。社会保険完備の数社を紹介。面接につなげたことで、息子の就職が決定。正社員で給料も25万円を確保。社会保険、福利厚生もきちんとある。税務署にて母親を扶養に取る確定申告をした結果、所得税で8万円程度還付となる。住民税も還付見込み。いずれも税金滞納分に充当することを了解された。

⑥（税務課）

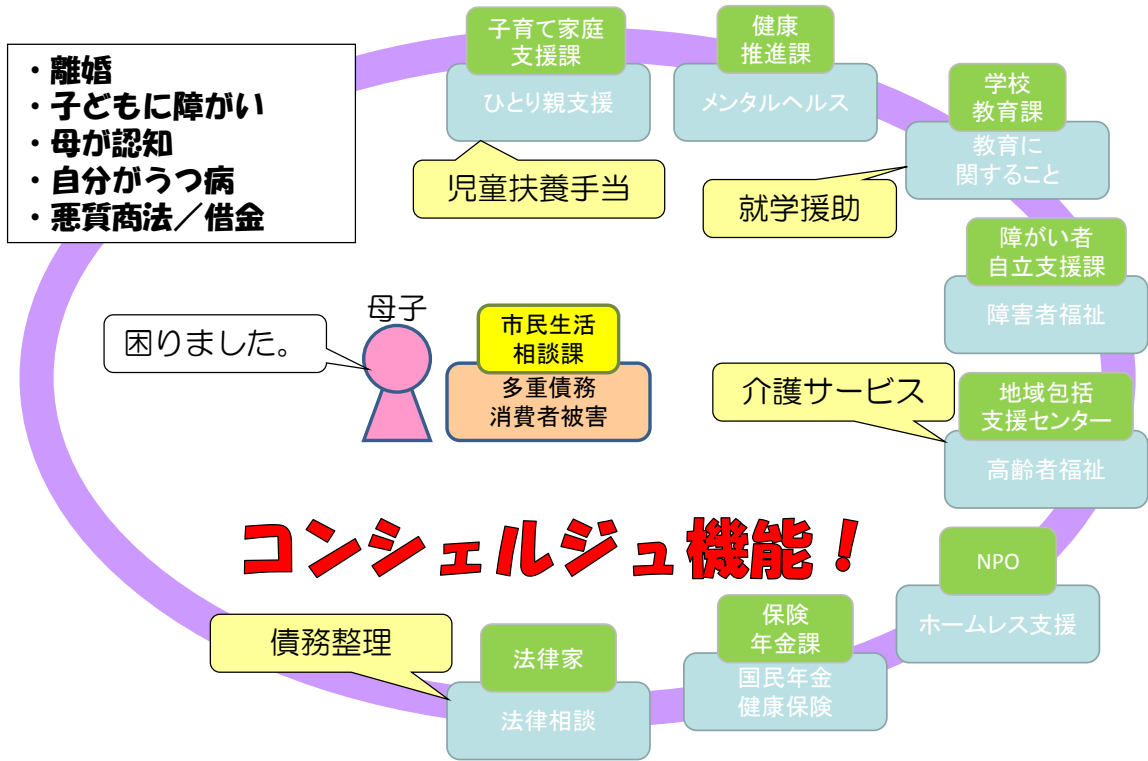
母親来庁。息子の社会保険の扶養に入るため、課税証明書を取りに来る。その後、息子の社会保険の扶養に入ることとなり、今月以降の国民健康保険税の滞納額が増えなくなり、滞納分についてはきちんと分納していくことを約束する。

■活用した制度

住居確保給付金、就労支援、確定申告、分納誓約

メリット①

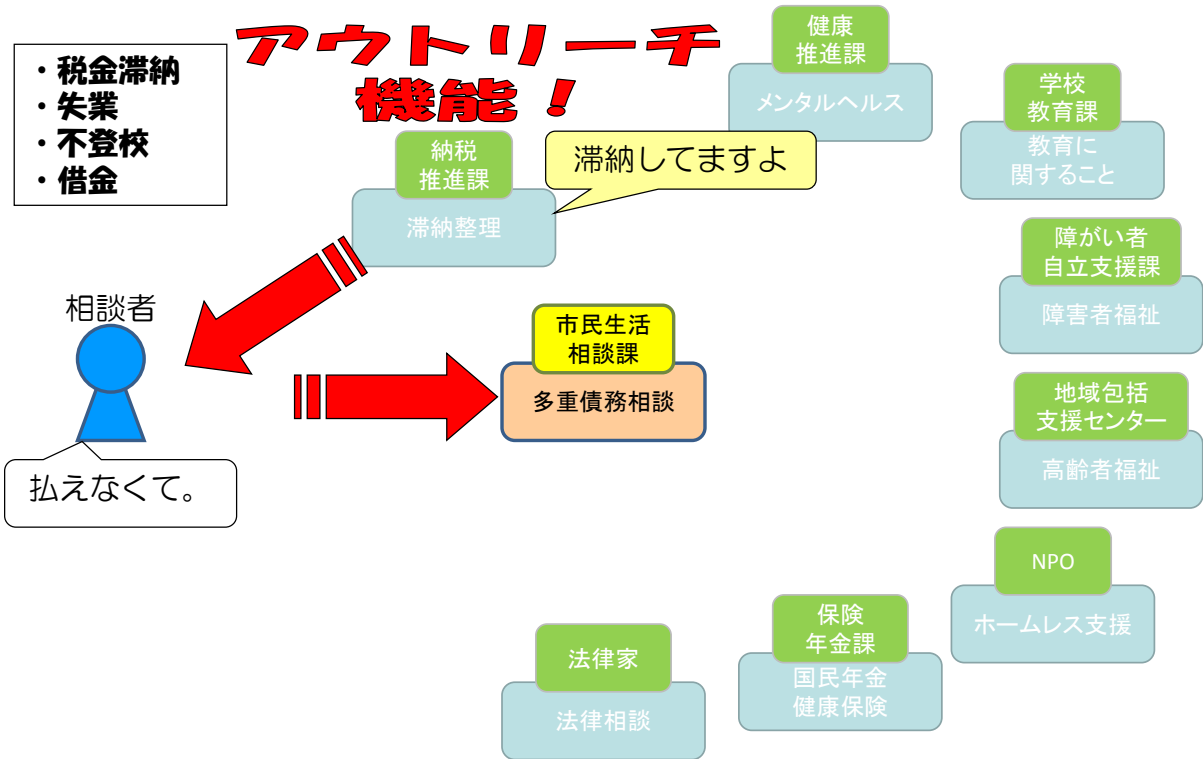
ワンストップで受け止められる！



コンシェルジュ機能！

メリット②

何も言わなくても発見できる！



アウトリーチ機能！